

## 埋蔵文化財協議書

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘をしたいので、文化財保護法第93条(昭和25年法律第214号)の規定に基づく埋蔵文化財発掘の届出を、別添写しの通り提出いたします。つきましては、埋蔵文化財の取扱い措置について、協議を依頼します。

日付 (届出日)	年 月 日(文書番号 )	
事業予定地 (発掘地の地番)	国分寺市	
協議者 (事業者・代理人)	住所 氏名	電話
協議書の受取方法	窓口・電子メール・FAX	電子メールアドレス
		FAX番号
指導内容(教育委員会の意見) ※市記入欄		
(1) 試掘調査	埋蔵文化財の有無を確認するため。	
(2) 確認調査	埋蔵文化財のより詳しい内容・性格等を把握するため。	
(3) 工事立会い	①立会い中に遺構等が確認された場合は、発掘調査を行う。 ②掘削の深度が遺構面に達しない計画となっている。 ③過去の調査結果から、遺構等の希薄な地域である。 ④小規模工事のため。	
(4) 発掘調査	①工事等により埋蔵文化財が掘削されるため。 ②盛土・工作物等の設置で、埋蔵文化財に影響を及ぼすため。 ③恒久的建築物・道路等を設置するため。 ④その他( )	
(5) 慎重工事	①既に、発掘調査を実施した地域である。 ②既に、削平されている地域である。 ③その他( )	
協議合意日	年 月 日 ※市記入欄	
備考	国分寺市教育委員会は、別途受理した届出の正本を、上記の内容の意見を付して東京都教育委員会へ進達します。本件について、都教育委員会より届出者に対して通知がありますので、その指示に従ってください。	